

財産分与調停について

1 財産分与調停とは

協議離婚に際し、相手方に対して財産分与の請求ができますが、その話し合いがまとまらない場合などに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では夫婦が婚姻中に有していた実質的な共有財産の清算方法について話し合うことができます。この手続は非公開で行われます。

2 財産分与調停の申立て

財産分与調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、対立する当事者(相手方)が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことは最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。

申立てのためには、原則として、次の(1)から(5)が必要となります。(6)、(7)については調停の進行上参考にしますので質問にご回答の上、申立書と一緒に提出してください。

- (1) 収入印紙(1200円分)
- (2) 郵便切手(110円10枚、50円2枚、10円10枚、合計1300円。山口県外へ申立てをする場合は申立先の家庭裁判所で確認してください。)
※ 収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。
- (3) 申立書(申立人の認印が必要です)及びそのコピー
- (4) 離婚時の夫婦の戸籍謄本(離婚により夫婦の一方が除籍された記載があるもの。)
- (5) 離婚時の夫婦の財産に関する資料(不動産の登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳の写しや残高証明書など)
- (6) 送達場所等の届出書(口変更届出書)
- (7) 進行に関する照会回答書

3 注意事項

- (1) 裁判所に提出する書類は、相手方が見る可能性があります。
別添「調停・審判手続における情報管理・書面提出について」を必ずお読みください。
- (2) マイナンバーの記載された書類を提出しないようにしてください。
別添「マイナンバーの取扱いについて」を必ずお読みください。

4 財産分与調停手続の進め方

通常は申立後約2週間以内に申立人と相手方に家庭裁判所から調停の期日が通知されます。家庭裁判所にきていただく初回の期日は、通常は申立てから1か月程度先となります(別紙の「婚姻費用分担、財産分与、養育費、面会交流、親権者変更等 調停手続の流れ」を参照)。

調停は、原則として裁判官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名(男女各1名)が調停委員会を構成して手続を進めますが、通常、期日では家事調停委員2名だけで話を伺います。申立人と相手方から交互に話を伺いますが、双方同席の上で話を伺うこともあります。

5 調停で決まったことを相手方が守らないとき

相手方に守るよう促す履行勧告の申出を家庭裁判所にすることができます。また、調停調書正本等に基づき地方裁判所に強制執行の申立てをすることもできます。

6 調停で話し合いがまとまらなかったとき

相手方がどうしても調停に出席しないときや話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。なお、審判の結果が納得できない場合には、不服の申立て(即時抗告)ができます。

7 分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、財産分与としていくらもらえるのかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできませんので、弁護士等にご相談ください。

調停手続の流れ

(一般的な流れを示したものです。)

